



あと少しで高校生活最後の冬休みですね。色々なイベントがありますが、卒業までに、やり残していることへの取組や、社会人としての自覚を少しずつ身に付け、就職に向けての準備を、計画的に進めて行きましょう。

規則正しい生活を送り、健康管理し、気持ちの良い新年を迎えるなど、充実した冬休みにしてください。



今回の「働き始める前に知っておく」大切なことは、**労働契約**と**就業規則**です

【労働契約】

労働法では、労働契約を結ぶときには、使用者が労働者に労働条件をきちんと示すことを義務として定めています。特に重要な次の6項目については、口約束だけではなく、使用者は労働者に対しきちんと書面を交付しなければならないことが定められています（労働基準法第15条）。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）※
- ② 期間の定めのある契約の更新についてのきまり（更新があるかどうか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーション等）
- ⑤ 賃金はどのように支払われるのか（賃金の決め方、計算と支払いの方法、締切日と支払い日）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職に関すること（解雇を含む））

※ 労働契約を結ぶときに、期間を定める場合と、期間を定めない場合があります。

一般的に、正社員は長期雇用を前提として特に期間の定めがなく、アルバイトやパートタイム労働者は期間の定めがあることが多いです。



【就業規則】

みなさんが会社で働くときの労働条件は、その職場で働く人たちと共通のものが多いですが、その共通ルールは「就業規則」に定められることになっています。

就業規則は、労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律等について、労働者の意見を聴いた上で使用者が作成するルールブックです。大勢の集まりである会社においては、ルールを定めそれを守ることで、みんなが安心して働き、無用なトラブルを防ぐことができるので、就業規則の役割は重要です。就業規則は掲示したり配布したりして、労働者がいつでも内容が分かるようにしておかなければいけないとされていますので（労働基準法第 106 条）、自分の職場で何か気になることがあるときは、就業規則を見て確認しましょう。

☆常時 10 人以上の労働者を雇用している会社（事務所、工場、店舗など）は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければいけません（労働基準法第 89 条）

☆就業規則に必ず記載しなければいけない事項（労働基準法第 89 条）

★始業および就業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交代勤務制の場合の就業時転換（交替制）に関する事項

★賃金に関する事項 ★退職に関する事項

☆就業規則の作成・変更をする際には必ず労働者側の意見を聴かなければいけません（労働基準法第 90 条）

☆就業規則の内容は法令や労働協約に反してはなりません（労働基準法第 92 条、労働契約法第 13 条）

「使用者」「労働者」「労働法」など、今まで自分に関わることや、使うことの無かった言葉や法律が出てきていますね。

就職し、仕事をすることになると、難しい言葉や法律を見聞きし、実際に使うことになります。少しずつ覚え慣れていきますが、わからないことは調べることで、身に付いていきます。

是非、冬休みに気になることや、わからないことを調べてみてください。



風邪などに気をつけて

クリスマスやお正月を楽しんでください

